

寄附・賛助会員の皆さま、寄附をお考えの皆さまへ
当センターへのご寄附・賛助会費は **税制優遇** の対象となります

法人の場合（税制優遇）は裏面をご覧ください

個人の場合

所得税の控除 相続税の控除

所得税の控除

寄附金控除により 最大約 **50%** が戻ってきます！

寄附したお金は、実際いくら戻ってきますか？

計算方法

所得税 ※A,Bいずれか有利な方を選択

A ▶ 所得控除 所得税率
(寄附金額 - 2,000円) × (5%~45%)
or ※所得によって税率が異なります

B ▶ (所得税の) 税額控除
(寄附金額 - 2,000円) × 40%

+

住民税

(寄附金額 - 2,000円) × 最大10%

※地方自治体によって控除の有無や控除額が異なります

計算例

寄附金 **30,000** 円の場合
(B「税額控除」を選択した場合)

所得税 (30,000 - 2,000) × 40% = **11,200円**

住民税 (30,000 - 2,000) × 10% = **2,800円**

合計 11,200円 + 2,800円 = **14,000円**

→最大**14,000**円が戻ってきます！

※所得税の計算は一般的にはB:税額控除の選択が有利です
(課税所得4,000万円以上の場合A:所得控除が有利！)



寄附金控除を受けるための手続きは？

STEP 1 「寄附金受領証明書（領収書）」の受領、保管

1月下旬頃に当センターから「寄附金受領証明書（領収書）」が届くので、確定申告まで保管してください。
※希望者のみに発行しますので、寄附時に「領収書の発行を希望する」旨をお知らせください。

STEP 2 確定申告を行う

2、3月頃に「国税庁サイトの確定申告書等作成コーナー（e-Tax）」で確定申告書を作成下さい。
源泉徴収票の数字と寄附金額、寄附先などを入力するだけで自動計算されます。

「自分には関係ないかな…」と思ったあなたにも
寄附金控除で戻ってくるお金や節税の余地があるかも？

寄附金控除（税制優遇）は、地方公共団体や認定NPO法人等に寄附することで、
納めた税金の一部が戻ってきたり、納める税金が安くなったりする仕組みです。



裏面の
Q&A よくあるご質問
も、必ず見てね！！

相続税の控除（遺贈・相続財産のご寄附）

遺贈、または相続した財産を、申告期限（相続開始日から10カ月後）までに認定NPO法人に
寄附することで、寄附した分の財産は相続税の対象外、非課税となります（一部の場合を除く）。

個人の場合
所得税の控除



Q&A よくあるご質問

Q1: 寄附をしたけれど、年末調整で控除はできないのですか?

A1: 年末調整では寄附金控除を受けることはできません。

Q2: 税金の還付方法は? 現金で受け取れますか? いつ戻ってきますか?

A2: 現金受け取りはできません。確定申告時に指定した口座に、4月頃に振込されます。



クレジット決済の注意点

寄附控除を受けられるのは寄附者本人のみです。家族名義等のカードでは控除を受けられないのでご注意ください。

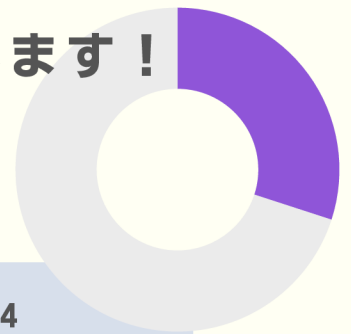
法人の場合 法人税等の税制優遇

法人の場合は、(1) 一般寄附金の損金算入限度額とは別に、(2) 特別損金算入限度額が設けられており、その範囲内で損金として算入(税法上、経費として計上)することができます。限度額は、資本金等によって異なりますので、詳しくは最寄りの税務署、または税理士にお問い合わせください。

税制優遇について

損金算入限度額の拡大により、法人税等が

最大約 **30%** 節税されます!



損金算入額は、実際いくら位になりますか?

計算方法

(1) 一般損金算入枠

$$(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/4$$

+

(2) 特別損金算入枠

$$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$$

ここで一般の寄附の控除額と差が出ます!



計算例

資本金 **1** 億円、所得金額 **2,000** 万円の場合

(1) 一般損金算入枠

$$(1\text{億円} \times 0.25\% + 2,000\text{万円} \times 2.5\%) \times 1/4 = 187,500\text{円}$$

(2) 特別損金算入枠

$$(1\text{億円} \times 0.375\% + 2,000\text{万円} \times 6.25\%) \times 1/2 = 812,500\text{円}$$

$$\text{合計 (1) + (2) = } 100\text{万円}$$

(1) 一般枠と、(2) 特別枠を合わせて

→ **年間合計 100万円** まで損金算入できる!

認定NPOへの寄附では損金算入の限度額が拡大!
※限度額は資本金等により異なります

損金算入上限額
合計 **100** 万円!

損金算入上限額
187,500円

(1) 一般枠
187,500円

一般の寄附

(2) 特別枠
812,500円

(1) 一般枠
187,500円

認定NPOへの寄附

損金算入するための手続きは?

寄附金領収日を含む事業年度の税務申告書提出の際に、申告書に必要事項を記入し、当センターが発行する「寄附金受領証明書」を添付ください。

※希望者のみに発行しますので、寄附時に「領収書の発行を希望する」旨をお知らせください。